

総務省 規制の事前評価書

カラオケボックス等における防火安全確保対策

所管部局課室名：	消防庁 予防課
電話：	03-5253-7523
メールアドレス：	t2.miyaji@soumu.go.jp
評価年月	平成19年12月20日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の改正の必要性（現行の規制内容及びその問題点）

平成19年1月、兵庫県宝塚市のカラオケボックス「ビート」において、死者3名、負傷者5名を伴う火災が発生したことを受け、消防庁では、予防行政のあり方に関する検討会において、カラオケボックスにおける防火安全対策を検討してきたところであり、その結果、以下のような制度的な課題が指摘された。

カラオケボックスや複合カフェ（個室や個室に類するスペースを設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）（以下「カラオケボックス等」という。）においては、防音構造の個室、利用客ごとに設けられた間仕切り等の内部構造により、個々の利用客が火災に気づきにくく、従業者等による避難誘導も困難となりやすい。また、これら個室等が密集した施設形態となっていることから、密閉性が高く煙・熱が滞留しやすい、地上や安全区画への経路が断たれやすい等により、火災時の避難に支障を生ずるおそれがある。さらに、不特定多数の者の利用、とりわけ深夜・早朝における利用客の滞在等に伴い、迅速・円滑な避難行動をとることが難しくなることから、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きい。このほか、飲食の提供に伴い、調理油の過熱放置など火気使用による出火危険性を併せて有するものである。

これらのことから、カラオケボックス等においては、万一火災が発生した場合にあっても、その早期覚知・伝達を確実にを行い、逃げ遅れを防ぐことが特に必要となる。

現状では、火災の発生を施設の関係者等に早期に報知するための消防用設備等である自動火災報知設備の設置対象となるのは、現行基準において、カラオケボックス等のうち延べ面積300㎡以上のものと規定されている（消防法施行令第21条第1項第3号）。換言すると、延べ面積300㎡未満の小規模なカラオケボックス等は、自動火災報知設備の設置が義務づけられていない。

しかしながら、小規模であることに伴う危険要因として、火災時に煙や熱で短時間のうちに建物全体が危険な状態となること、従業者が少なく人手による応急活動に限界があること等を考慮する必要がある。宝塚市カラオケボックス火災の教訓、過去のカラオケボックス火災に関する統計分析の結果からも、当該危険性が浮き彫りとなっている。

以上のことを踏まえると、カラオケボックス等については、小規模なものを含め、自動火災報知設備の設置が防火安全上不可欠であり、その設置基準等の見直しが必要と考えられる。

(2) 規制の改正の目的及び内容

目的：上記のような特性を持った小規模なカラオケボックス等に対しても自動火災報知設備の設置を義務付けることにより、万一火災が発生した場合にあっても、その早期覚知・伝達を確実に

に行い、逃げ遅れを防ぎ、もって火災による被害の拡大を防止すること。

内 容：カラオケボックス等について、現行、消防法施行令第 21 条第 1 項第 3 号又は第 8 号において、延べ床面積 300 ㎡以上又は地階若しくは無窓階で床面積が 100 ㎡以上の階に自動火災報知設備の設置が義務付けられているところであるが、同項等及び消防法施行規則の必要箇所を改正することにより、面積等の要件にかかわらず、すべてのカラオケボックス等に自動火災報知設備の設置を義務付ける。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

今回新たに設置が義務付けられることとなる、延べ床面積 300 ㎡未満のカラオケボックス等における自動火災報知設備の設置及び維持に係る費用

以下の条件の下で試算した場合、概算費用は次のとおり

(試算条件)

- ・ 規模は延べ面積 300 ㎡未満で個室数 9 部屋（感知器 15 個）と想定
- ・ 警報機能付き感知器を用いた自動火災報知設備を使用することを想定し、各感知器を連動させることにより、受信機、地区音響装置の設置は不要とする
- ・ 点検費用の算出においては、人件費のみを計上しているため、実際には別途点検に必要な機器等に係る費用が生じることとなる
- ・ 人件費の算出については、技術員の直接人件費を 21,500 円（「平成 19 年度設計業務委託等技術者単価」より）とし、そのほか「建築保全業務積算基準（平成 15 年度版）」によったもの
- ・ 点検の際の感知器の電池の交換は、年間 3 個、単価 2,000 円／個と想定
- ・ 今回新たに自動火災報知設備の設置が義務付けられるカラオケボックス等の数は、試算により、約 1,700 施設と想定

ア 単体ベースで算出した遵守費用

a 設置費用

機器代、消防設備土工事請負代金、届出書類作成費等
約 84～98 万円（既存のものに設置する場合）

b 維持費用

設置した自動火災報知設備の点検費用・感知器の交換用の電池代
約 4.1 万円／年

イ 全国ベースで算出した遵守費用

a 設置費用

約 142,800～166,600 万円

b 維持費用

約 6,970 万円／年

(2) 行政費用

行政機関に係るコストについては、今回の改正によっても、特段増加しない。

3 規制の便益

(1) 遵守便益

火災発生時の早期避難が可能となることにより、小規模なカラオケボックス等において自動火災報知設備を設置しない場合と比較して、生命及び身体に対する損害の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、火災の早期覚知が可能となることにより、早期消火によって、財産上の損害の拡大も最小限に抑えられることとなる。

(2) 行政便益

小規模なカラオケボックス等において自動火災報知設備を設置しない場合と比較して、カラオケボックス等の利用者の避難が速やかに行われることが期待できるため、火災発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることとなる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

規制の費用については、上記で設定した試算条件の下で、全国ベースで、自動火災報知設備の設置に係る費用が約 142,800～166,600 万円、その維持に係る費用が約 6,970 万円／年となる。

一方、今回の「ビート」における火災を含め、過去5年間の延べ床面積 300 m²未満のカラオケボックスにおける火災事例を分析すると、31 件の火災が発生しており、3名の死者及び6名の負傷者並びに少なくとも 3,000 万円以上の物的損害が生じている。今回、自動火災報知設備を設置することにより、これらの火災による被害の拡大を防止することができるものと、規制の便益として、何ものにも代え難い利用者の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減され、かつ、火災発生時の消防機関の活動の負担が軽減されるということがあげられる。

また、単純に数値化することが困難な便益として、必要最小限の消防用設備等の設置がなされていることにより、利用者に当該防火対象物が安心・安全であると認識されることから生じる経済的利益等があげられる。

さらに、カラオケボックス等の危険性を踏まえると、自動火災報知設備の設置は、人命確保のために必要不可欠であると考えられ、また、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法の目的であること（消防法第1条）に鑑みれば、当該目的の達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務と捉えられる。

以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の自動火災報知設備の設置の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

平成 18 年 7 月から、予防行政について制度全般を検討することを目的として、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 千葉科学大学学長）を設置し、幅広く検討を行っているところであり、本年 12 月には、宝塚市カラオケボックス火災や渋谷区温泉施設爆発火災を踏まえた諸課題についての対応の考え方等を整理した中間報告を取りまとめた。

本評価書については、当該中間報告の内容を反映したものとなっている。

6 レビューを行う時期又は条件

予めレビューを行う時期は設定しないが、今後の取組状況や社会情勢を踏まえつつ、予防行政のあり方に関する検討会等での検討も参考にした上で、必要と認める場合にはレビューを行うものとする。